

事務連絡
令和4年3月23日

関係事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

石綿事前調査結果報告システムの運用開始のお知らせ

労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則による鋼製の船舶の解体又は改修時の石綿等の使用の有無に係る事前調査の結果等の報告については、令和4年4月1日以降に着工する総トン数20トン以上の船舶の解体又は改修工事について、電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされているところです。

報告義務の施行に先立ち、同報告に使用する石綿事前調査結果報告システムの運用を開始しましたので、傘下会員事業者等の関係者に対する周知に御協力をお願ひいたします。

記

1 石綿事前調査結果報告システムのURL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

2 操作マニュアル等

操作マニュアル等システムに関する情報は、下記のページに掲載しています。

石綿総合情報ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

参考：システムのトップ画面

石綿事前調査結果報告システム 文字サイズ 小 中 大 厚生労働省 環境省

お知らせ一覧 ヘルプ

ログイン

●石綿事前調査結果報告システムとは
石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

■報告が必要となる工事
・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積80 m²以上）
・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））
・鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数20トン以上）

※請負金額については、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工された場合の適正な請負代金相当額で判別してください。

ヘルプデスク等へお問い合わせになる前に

- お問い合わせになる前に下記をご確認ください。
 - FAQ
 - 利用者マニュアル
- 申請内容（制度）に関しては下記をご確認ください。
 - 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

上記内容で解決しない場合はお近くの労働基準監督署、又は自治体・環境局担当課へお問い合わせください。

- 労働基準監督署（労働安全衛生法・石綿障害予防規則）
- 都道府県等大気汚染防止法所管部局（大気汚染防止法）

登録済みの方 GビズIDでログイン

初めての方はこちら GビズIDを作成

初めて利用する方

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（GビズID）により事前にアカウントを作成する必要があります。
GビズIDをお持ちでない方は「GビズIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。
(GビズIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります)

システムの利用方法

本システムの利用方法については、下記サイトの利用者マニュアルおよびシステム操作説明動画をご確認ください。

- 石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省）
- 事前調査結果の報告について（環境省）

※メンバーアカウントへの利用可能サービスの登録方法およびグループ情報の登録方法は下記を参照ください。

- メンバーアカウントのサービス登録方法等

お知らせ

すべて見る

石綿事前調査結果報告システム 利用規約 Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.